

常勤・非常勤教職員のみなさんへ ご存じですか？

労働契約法改定で、「有期」雇用から 「無期」雇用に転換されます。

ただし、2013年4月以降の契約から5年以上勤務が条件。その条件をクリアすれば、本人の申し出によって無期雇用（期限の定めのない、定年までの契約）になります。（第18条）

ところが

この法律には不十分さがあり、
経営者も無期雇用に避けようと…



無期雇用になっても、賃金などの労働条件は「有期雇用」時と変わらない（労働条件を改善するには、組合と理事会の労使交渉が必要です）。



理事会は、勤続5年（契約更新4回）までに雇用契約を打ち切る（雇い止めする）。



雇用契約書に「契約更新3回まで」など、更新回数（雇用期限）の上限規制を盛り込む。

このようなことがこれから多くの私学で起こる状況となっています。

2015年度

大阪私立高校の 有期雇用比率

常勤講師比率

23.1%

常勤・非常勤講師比率

50.4%

有期雇用教職員の雇用と生活を守るために

有期雇用契約の教職員は大阪の私学でここ数年急増しています。専任と同じ仕事をしているのに常勤講師は1年契約で賃金も一時金も専任と違う、非常勤講師に退職金はないなど、専任との待遇（労働条件）の格差も大きな問題です。

1年契約、非常勤でも子どもたちへの思いは専任と一しょです。私学の教育を支えて

いることに違いはありません。なのに有期雇用教職員は「次年度は契約を更新されるのか」と絶えず不安を抱えながら仕事をしなければなりません。

大阪私学教職員組合（大私教）は「労働契約法改定」を活用し、有期雇用教職員の雇用と労働条件を守る活動に力を注いでいます。

何でも
相談して下さい

賃金、有給休暇、雇用契約書についてなど、いろんな不安や疑問にお答えします。職場の組合員の先生、または大私教（左記）にご連絡下さい。

大阪私学教職員組合

幼小中高校専門学校部 〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目1-39-102
TEL 06-6763-3201 FAX 06-6763-3206 E-mail sigaku-o@rio.odn.ne.jp

